



長野県告示第267号

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年2月長野県議会定例会議決第43号）の一部を次のように改正します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

第3条第2号中「相模原市」の次に「、熊本市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。） 第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

財政課

長野県告示第268号

登録免許税法施行規則第4条第1号の規定による知事の行う証明に関する手続規程（昭和44年長野県告示第578号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

別表の境内建物又は境内地の所有権の移転登記の項中「7 知事が特に必要とする書類」を「7 写真」に改め、「8 知事が特に必要とする書類」を「8 知事が特に必要とする書類」に改め、同表の境内建物の所有権の保存登記の項中「2 表示登記簿謄本」を「2 請負契約書謄本」、「3 検査済証の写し」を「3 申請物件の使用状況説明書及び図面」に改め、「4 表示登記簿謄本」を「4 申請物件の使用状況説明書及び図面」に改め、同表の境内地の所有権以外の権利の取得登記の項中「6 知事が特に必要とする書類」を「6 写真」に改め、「7 知事が特に必要とする書類」を「7 知事が特に必要とする書類」に改める。

別記様式中「境内建物（境内地）証明申請書」を「境内地・境内建物証明申請書」に、代表役員氏名㊞を
 「所在地」
 「法人名」
 「(住所)」
 「(電話番号)」

「事務所所在地

宗教法人名

代表役員氏名㊞ に、「次の」を「登録免許

電話番号」

税法第4条第2項の規定による非課税措置を受けたいので、下記の」に、「がもつぱらその本来」を「「」が専ら宗教」に、「境内建物（境内地）に」を「境内地・境内建物に」に、

「物件の表示

土地

所在地

地番

地目

地積

「物件の表示」を「所在地」に改める。

建物

所在地

家屋番号

種類

構造

床面積」

情報公開・私学課

長野県告示第269号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

第1中「市町村」の次に「又はその委託を受けた長野県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）」を加える。

第3第1項の表の医療費補助金の項中「(5)まで」を「(6)まで」に改め、同表の事務費補助金の項を次のように改める。

事務費補助金	(1) 市町村が、保険医療機関等及び国保連に対し受給者の療養の給付等に関して行う事務で別に定めるものを委託したときに、当該委託に要した経費 (2) 国保連が、市町村から受託した(1)の事務を行ために必要なシステムの開発又は変更に要した経費及びこれに付随する経費で知事が認めたもの	2分の1以内
--------	--	--------

第5第2項第2号及び第3号中「市町村の」を削る。

第8中「補助事業者」を「市町村長」に改める。

第9第2項第1号を次のように改める。

(1) 福祉医療費給付事業精算書

第11の見出しを「（福祉医療費受給者台帳等）」に改め、同第11中「別に定める福祉医療費給付台帳を作成し」を「市町村の場合につては、別に定める福祉医療費受給者台帳を作成し、国保連の場合につては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し」に改める。

第13中「知事」を「、市町村長が知事」に改め、同第13を第14と

する。

第12を第13とし、第11の次に次のように加える。

(財産処分の制限等)

第12 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、福祉医療費給付事業財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

健康福祉政策課

長野県告示第270号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人雨宮病院	佐久市下小田切73	平成27年3月29日
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院	南佐久郡小海町大字豊里78番地	平成27年3月31日
伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313番地1	平成27年3月31日

医療推進課

長野県告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社みづばさ	ヘルパーステーションみづばさ	飯田市鼎上山3800-5	平成24年3月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ナラ・ドリーム	デイサービスセンターおひさま	諏訪市大字豊田3952-2	平成24年3月16日
社会福祉法人博悠会	通所介護フランセーズ悠とみたけデイサービスセンター	長野市大字富竹118-1	平成24年3月16日
合同会社しなの928	デイサービスセンターしなの928	中野市大字三ツ和2204-3	平成24年3月16日

(3) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人敬老園	しものうごう敬老園	上田市下之郷463-1	平成24年3月16日
社会福祉法人敬老園	ユニットケア型 しものうごう敬老園	上田市下之郷463-1	平成24年3月16日
社会福祉法人博悠会	短期入所生活介護フランセーズ悠とみたけ	長野市大字富竹118-1	平成24年3月16日

長野県告示第271号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
クオール松本南薬局	松本市野溝西1-9-35-8	平成24年3月1日
あおぞら薬局	佐久市長土呂803-34	平成24年3月1日

健康長寿課

長野県告示第272号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
医療法人芳州会 村井病院	医療法人芳州会 村井病院	平成23年4月1日
松本市大字芳川村井町18	松本市芳川村井町西2-15-1	

健康長寿課

(4) 福祉用具貸与	事業者の名称 株式会社サニーケア 株式会社テトラ	事業所の名称 株式会社サニーケア 介護ショップむつらぼし	事業所の所在地 松本市大字神林719番地1 塩尻市大門一番町9番15号	指定した年月日 平成24年3月16日 平成24年3月16日
(5) 特定福祉用具販売	事業者の名称 株式会社サニーケア 株式会社テトラ	事業所の名称 株式会社サニーケア 介護ショップむつらぼし	事業所の所在地 松本市大字神林719番地1 塩尻市大門一番町9番15号	指定した年月日 平成24年3月16日 平成24年3月16日
2 指定介護予防サービス事業者				
(1) 介護予防訪問介護	事業者の名称 株式会社みづばさ	事業所の名称 ヘルパーステーションみづばさ	事業所の所在地 飯田市鼎上山3800-5	指定した年月日 平成24年3月16日
(2) 介護予防通所介護	事業者の名称 有限会社ナラ・ドリーム 社会福祉法人博悠会 合同会社しなの928	事業所の名称 デイサービスセンターおひさま 通所介護フランセーズ悠とみたけデイサービスセンター デイサービスセンターしなの928	事業所の所在地 諏訪市大字豊田3952-2 長野市大字富竹118-1 中野市大字三ツ和2204-3	指定した年月日 平成24年3月16日 平成24年3月16日 平成24年3月16日
(3) 介護予防短期入所生活介護	事業者の名称 社会福祉法人敬老園 社会福祉法人敬老園 社会福祉法人博悠会	事業所の名称 しものうごう敬老園 ユニットケア型 しものうごう敬老園 短期入所生活介護フランセーズ悠とみたけ	事業所の所在地 上田市下之郷463-1 上田市下之郷463-1 長野市大字富竹118-1	指定した年月日 平成24年3月16日 平成24年3月16日 平成24年3月16日
(4) 介護予防福祉用具貸与	事業者の名称 株式会社サニーケア 株式会社テトラ	事業所の名称 株式会社サニーケア 介護ショップむつらぼし	事業所の所在地 松本市大字神林719番地1 塩尻市大門一番町9番15号	指定した年月日 平成24年3月16日 平成24年3月16日
(5) 特定介護予防福祉用具販売	事業者の名称 株式会社サニーケア 株式会社テトラ	事業所の名称 株式会社サニーケア 介護ショップむつらぼし	事業所の所在地 松本市大字神林719番地1 塩尻市大門一番町9番15号	指定した年月日 平成24年3月16日 平成24年3月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。
平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 指定介護老人福祉施設

開設者の名称 社会福祉法人敬老園 社会福祉法人博悠会	施設の名称 しものうごう敬老園 特別養護老人ホームフランセーズ悠とみたけ	施設の所在地 上田市下之郷463番地1 長野市大字富竹118番地1	指定した年月日 平成24年3月16日 平成24年3月16日
----------------------------------	--	---	-------------------------------------

2 ユニット型指定介護老人福祉施設

開設者の名称 社会福祉法人敬老園	施設の名称 ユニットケア型しものうごう敬老園	施設の所在地 上田市下之郷463番地1	指定した年月日 平成24年3月16日
---------------------	---------------------------	------------------------	-----------------------

健康長寿課介護支援室

長野県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

松川町

2 都市計画事業の種類及び名称

松川都市計画下水道事業 松川町公共下水道

3 事業施行期間

平成5年2月18日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第276号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定により同法第6条第1項指定を解除したので、同法第9条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 指定を解除した協会の名称及び代表者の氏名

社団法人長野県畜産物価格安定基金協会

代表理事 大槻 憲雄

2 指定を解除した協会の所在地

長野市大字南長野北石堂町1177番3

J A長野県ビル 6階

3 指定解除年月日

平成24年3月31日

園芸畜産課

長野県告示第277号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科東川手6413、6429・6430・6432（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第278号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町新開7608の1から7608の20まで、7609の1から7609の49まで、7610の1から7610の11まで、7611の1から7611の8まで、7612の1から7612の12まで、7613の1から7613の5まで、7614の1から7614の11まで、7615の1から7615の13まで、7616の1から7616の8まで、7617の1から7617の7まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第279号

昭和44年長野県告示第445号（建設事務所の管轄区域の特例）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

本則中「第220条第2項」を「第220条第3項」に改め、本則の表の南佐久建設事務所の項を削り、同表の大町建設事務所の項中

「 県道槍ヶ岳線
高瀬川(ただし、上流点から安曇橋までの左・右岸の区域
とする。)
」
を
「 県道槍ヶ岳線
」
に改める。

建設政策課

長野県告示第280号

小諸市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量(街区基準点測量成果の改定)

2 作業期間

平成23年8月5日から平成24年2月14日まで

3 作業地域

小諸市

建設政策課

長野県告示第281号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

中越、つつじが丘、大原、大久保、大田切(1)、大田切(2)、大田切(3)、大田切(4)、大田切(5)、大田切(6)、南割(1)、南割(2)、新田(1)及び新田(2)

2 指定の区域

上伊那郡宮田村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第282号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

下虎岩(1)、下虎岩(2)、下虎岩(3)、下虎岩(4)、下虎岩(5)、下虎岩(6)、下虎岩(7)、下虎岩(8)、下虎岩(9)、下虎岩(10)、下虎岩(11)、下虎岩(12)、下虎岩(13)、下虎岩(14)、下虎岩(15)、下虎岩(16)、下虎岩(17)、下虎岩(18)、下虎岩(19)、下虎岩(20)、下虎岩(21)、下虎岩(22)、下虎岩(23)、下虎岩(24)、下虎岩(25)、下虎岩(26)、下虎岩(27)、下虎岩(28)、下虎岩(29)、下虎岩(30)、下虎岩(31)、下虎岩(32)、下虎岩(33)、下虎岩(34)、下虎岩(35)、下虎岩(36)、下虎岩(37)、下虎岩(38)、下虎岩(39)、下虎岩(40)、下虎岩(41)、下虎岩(42)、下虎岩(43)、下虎岩(44)、下虎岩(45)、下虎岩(46)、下虎岩(47)、下虎岩(48)、下虎岩(49)、下虎岩(50)、下虎岩(51)、下虎岩(52)、下虎岩(53)、下虎岩(54)、下虎岩(55)、下虎岩(56)、下虎岩(57)、下虎岩(58)、下虎岩(59)、下虎岩(60)、下虎岩(61)、下虎岩(62)、下虎岩(63)、下虎岩(64)、下虎岩(65)、下虎岩(66)、下虎岩(67)、下虎岩(68)、下虎岩(69)、下虎岩(70)、下虎岩(71)、下虎岩(72)、下虎岩(73)、下虎岩(74)、下虎岩(75)、下虎岩(76)、下虎岩(77)、下虎岩(78)、下虎岩(79)、下虎岩(80)、下虎岩(81)、下虎岩(82)、下虎岩(83)、下虎岩(84)、下虎岩(85)、下虎岩(ア)、下虎岩(88)、下虎岩(89)、下虎岩(90)、下虎岩(91)、下虎岩(92)、下虎岩(93)、虎岩(1)、虎岩(2)、虎岩(3)、虎岩(4)、虎岩(5)、虎岩(6)、虎岩(7)、虎岩(8)、虎岩(9)、虎岩(10)、虎岩(11)、虎岩(12)、虎岩(13)、虎岩(14)、虎岩(15)、虎岩(16)、虎岩(17)、虎岩(18)、虎岩(19)、虎岩(20)、虎岩(21)、虎岩(22)、虎岩(23)、虎岩(24)、虎岩(25)、虎岩(26)、虎岩(27)、虎岩(28)、虎岩(29)、虎岩(30)、虎岩(31)、虎岩(32)、虎岩(33)、虎岩(34)、虎岩(35)、虎岩(36)、虎岩(37)、虎岩(38)、虎岩(39)、虎岩(40)、虎岩(41)、虎岩(42)、虎岩(43)、虎岩(44)、虎岩(45)、虎岩(46)、虎岩(47)、虎岩(48)、虎岩(49)、虎岩(50)、虎岩(51)、虎岩(52)、虎岩(53)、虎岩(54)、虎岩(55)、虎岩(56)、虎岩(57)、虎岩(58)、虎岩(59)、虎岩(60)、虎岩(61)、虎岩(62)、虎岩(63)、虎岩(64)、虎岩(65)、虎岩(66)、虎岩(67)、虎岩(68)、虎岩(69)、虎岩(70)、虎岩(71)、虎岩(72)、虎岩(73)、虎岩(74)、虎岩(75)、虎岩(76)、虎岩(77)、虎岩(78)、虎岩(79)、虎岩(80)、虎岩(81)、虎岩(82)、虎岩(83)、虎岩(84)、虎岩(85)、虎岩(86)、虎岩(87)、虎岩(88)、虎岩(89)、虎岩(90)、柿野沢(1)、柿野沢(2)、柿野沢(3)、柿野沢(4)、柿野沢(5)、柿野沢(6)、柿野沢(7)、柿野沢(8)、柿野沢(9)、柿野沢(10)、柿野沢(11)、柿野沢(12)、柿野沢(13)、柿野沢(14)、柿野沢(15)、柿野沢(16)、柿野沢(17)、柿野沢(18)、柿野沢(19)、柿野沢(20)、柿野沢(21)、柿野沢(22)、柿野沢(23)、柿野沢(24)、柿野沢(25)、柿野沢(26)、柿野沢(27)、柿野沢(28)、柿野沢(29)、柿野沢(30)、柿野沢(31)、柿野沢(32)、柿野沢(33)、柿野沢(34)、柿野沢(35)、柿野沢(36)、柿野沢(37)、柿野沢(38)、柿野沢(39)、柿野沢(40)、柿野沢(41)、柿野沢(42)、柿野沢(43)、柿野沢(44)、柿野沢(45)、柿野沢(46)、柿野沢(47)、柿野沢(48)、柿野沢(49)、柿野沢(50)、柿野沢(51)、稻葉(1)、稻葉(2)、稻葉(3)、稻葉(4)、稻葉(5)、稻葉(6)、稻葉(7)、稻葉(8)、小林(1)、小林(2)、小林(3)、小林(4)、小林(5)、小林(6)、小林(7)、小林(8)、小林(9)、小林(10)、小林(11)、小林(12)、小林(13)、小林(14)、小林(15)、小林(16)、小林(17)、小林(18)、小林(19)、小林(20)、小林(21)、小林(22)、南原(1)、南原(2)、南原(3)、南原(4)、南原(5)、南原(6)、南原(7)、南原(8)、南原(9)、南原(10)、南原(11)、南原(12)、南原(13)、南原(14)、南原(15)、南原(16)、南原

(17)、南原(18)、南原(19)、南原(20)、南原(21)、南原(22)、南原(23)、南原(24)、南原(25)、南原(26)、南原(27)、南原(28)、南原(29)、南原(30)、知久平(1)、知久平(2)、知久平(3)、知久平(4)、知久平(5)、知久平(6)、知久平(7)、知久平(8)、知久平(9)、知久平(10)、知久平(11)、知久平(12)、知久平(13)、知久平(14)、知久平(15)、知久平(16)、知久平(17)、知久平(18)、原平1、原平2、原平3、原平4、原平5、原平6、原平7、原平8、原平9、原平10、原平11、原平12、原平13、原平14、中宮1、中宮2、下平1、中宮3、下平2、中宮4、中宮5、中宮6、中宮7、上平1、上平2、上平3、上平4、上平5、上平6、上平7、上平8、上平9、越久保7、越久保8、越久保9、越久保10、越久保11、越久保12、越久保13、越久保14、越久保15、越久保16、越久保17、越久保18、越久保1、越久保4、越久保5、越久保6、越久保3、越久保2、森1、森2、森3、森4、森5、森6、森7、森8、森9、森10、森11、森12、森13、森14、森15、森16、風張11、風張12、越久保19、越久保20、風張1、風張2、風張3、風張4、風張5、風張6、風張7、風張8、風張9、風張10、堂平4、堂平5、堂平6、堂平7、堂平8、堂平9、下平13、下平9、下平10、下平11、下平12、下平3、下平4、下平5、下平6、下平7、下平8、大鹿1、大鹿2、大鹿3、大鹿4、大鹿5、大鹿6、大鹿7、大鹿8、大鹿9、大鹿10、大鹿11、大鹿12、大鹿13、稻葉1、稻葉2、神ノ峰1、神ノ峰2、神ノ峰3、堂平1、堂平2、堂平3、堂平10、堂平11、堂平12、堂平13、堂平14、堂平15、堂平16、堂平17、小野子1、小野子2、小野子3、落倉1、小野子4、小野子5、小野子6、小野子7、小野子8、落倉2、落倉3、落倉4、落倉5、落倉6、落倉7、落倉8、落倉9、落倉10、落倉11、落倉12、小野子9、小野子10、小野子11、小野子12、小野子13、小野子14、小野子15、小野子16、落倉13、落倉14、落倉15、落倉16、平栗1、平栗2、平栗3、平栗4、平栗5、平栗6、平栗7、平栗8、平栗9、平栗10、平栗11、平栗12、平栗13、平栗14、平栗15、平栗16、平栗17、平栗18、平栗19、落倉17、蛇沼1、蛇沼2、蛇沼3、蛇沼4、蛇沼5、蛇沼6、蛇沼7、蛇沼8、蛇沼9、蛇沼10、蛇沼11、蛇沼12、蛇沼13、蛇沼14、蛇沼15、蛇沼16、蛇沼17、蛇沼18、蛇沼19、蛇沼20、蛇沼21、蛇沼22、蛇沼23、蛇沼24、蛇沼25、蛇沼26、蛇沼27、蛇沼28、蛇沼29、蛇沼30、蛇沼31、蛇沼32、蛇沼33、蛇沼34、蛇沼35、蛇沼36、中宮8、上平10、下平14、下平15、下平16、下平17、下平18、下平19、下平20、下平21、下平22、下平23、風張13、風張14、風張15、風張16、風張17、風張18、風張19、風張20、越久保21、越久保22、越久保23、越久保24、森17、森19、森18、堂平18、小野子17、平栗20、平栗21及び蛇沼37

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第283号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

田中下、新地ーA、新地(4)、新地(3)、成田(2)、成田(1)、第一(1)、第一(2)、船渡(3)、船渡(1)、船渡(2)、上城(4)、上城(5)、上城(6)、上城(3)、上城(2)、上城(1)、上城(7)、実顕地(1)、実顕地(2)、羽入田(1)、龍江(3)、龍江(4)、龍江(5)、龍江(2)、尾科ーウ、尾科(7)、尾科(3)、尾科(2)、尾科ーA、尾科ーイ、尾科(13)、雲母(23)、尾科(14)、尾科(16)、龍江(6)、龍江(7)、雲母(24)、雲母(22)、雲母(1)、雲母ーA、雲母(2)、雲母(3)、雲母(5)、雲母(4)、雲母ーI、雲母ーE、雲母ーW、雲母(21)、雲母(6)、雲母(8)、雲母(10)、雲母(7)、雲母(9)、宮沢ーA、大屋敷ーA、大屋敷ーI、大屋敷(2)、大屋敷(12)、大屋敷ーE、大屋敷(3)、雲母(15)、大屋敷ーW、大屋敷(6)、安戸ーA、安戸(3)、安戸(8)、宮沢(2)、尾林(26)、宮沢(1)、宮沢(3)、宮沢ーI、宮沢(4)、尾林(25)、尾林(2)、尾林(8)、尾林ーW、尾林(1)、尾林ーA、尾林(24)、尾林(14)、尾林(15)、尾林(16)、尾林(17)、尾林(18)、尾林(19)、尾林(20)、尾林(21)、尾林(10)、尾林ーI、尾林(22)、尾林(23)、尾林ーE、尾林(29)、尾林(30)、尾林(31)、安戸(9)、安戸(4)、安戸(6)、安戸(5)、堀廻ーA、安戸(7)、堀廻(1)、堀廻(2)、芦の口(1)、芦の口ーA、龍江(8)、堀廻(5)、柵平ーA、大平ーA、大平(1)、太田ーI、宮の平(1)、龍江(1)、龍江ーA、宮の平(2)、更生(1)、太田(6)、太田(7)、太田(8)、太田(9)、太田ーA、太田(4)、更生(2)、細新(1)、中原ーA、細新(2)、羽入田ーA、羽生田、一本木(5)、一本木(6)、一本木(7)、一本木(1)、一本木(2)、一本木(4)、田中上、一本木(3)及び新地(5)

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

下虎岩(88)、下虎岩(89)及び原平1

2 指定の区域

下伊那郡喬木村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

- (70)、虎岩(71)、虎岩(72)、虎岩(73)、虎岩(74)、虎岩(76)、虎岩(77)、虎岩(80)、虎岩(81)、虎岩(82)、虎岩(83)、虎岩(84)、虎岩(85)、虎岩(86)、虎岩(87)、虎岩(88)、虎岩(89)、虎岩(90)、柿野沢(1)、柿野沢(2)、柿野沢(3)、柿野沢(4)、柿野沢(5)、柿野沢(6)、柿野沢(7)、柿野沢(8)、柿野沢(9)、柿野沢(10)、柿野沢(13)、柿野沢(14)、柿野沢(16)、柿野沢(17)、柿野沢(18)、柿野沢(19)、柿野沢(20)、柿野沢(21)、柿野沢(22)、柿野沢(23)、柿野沢(24)、柿野沢(26)、柿野沢(27)、柿野沢(28)、柿野沢(29)、柿野沢(30)、柿野沢(31)、柿野沢(32)、柿野沢(34)、柿野沢(35)、柿野沢(36)、柿野沢(37)、柿野沢(38)、柿野沢(39)、柿野沢(40)、柿野沢(41)、柿野沢(43)、柿野沢(44)、柿野沢(45)、柿野沢(46)、柿野沢(47)、柿野沢(48)、柿野沢(49)、柿野沢(50)、柿野沢(51)、稻葉(1)、稻葉(2)、稻葉(3)、稻葉(4)、稻葉(5)、稻葉(6)、稻葉(7)、稻葉(8)、小林(1)、小林(2)、小林(3)、小林(4)、小林(5)、小林(6)、小林(7)、小林(8)、小林(9)、小林(10)、小林(13)、小林(15)、小林(17)、小林(18)、小林(19)、小林(20)、小林(21)、小林(22)、南原(1)、南原(2)、南原(3)、南原(4)、南原(5)、南原(6)、南原(7)、南原(8)、南原(11)、南原(12)、南原(13)、南原(14)、南原(16)、南原(17)、南原(18)、南原(20)、南原(21)、南原(24)、南原(26)、南原(27)、南原(30)、知久平(1)、知久平(2)、知久平(3)、知久平(4)、知久平(5)、知久平(6)、知久平(7)、知久平(8)、知久平(9)、知久平(10)、知久平(11)、知久平(12)、知久平(13)、知久平(14)、知久平(15)、知久平(16)、原平1、原平2、原平3、原平4、原平6、原平7、原平8、原平9、原平11、原平12、原平13、原平14、中宮1、中宮2、下平1、中宮3、下平2、中宮4、中宮6、中宮7、上平1、上平2、上平3、上平4、上平6、上平7、上平8、上平9、越久保8、越久保9、越久保10、越久保11、越久保15、越久保1、越久保4、越久保5、越久保6、越久保3、越久保2、森1、森2、森4、森5、森6、森7、森8、森10、森11、森12、森13、森15、森16、風張11、風張12、越久保19、越久保20、風張2、風張3、風張4、風張5、風張6、風張7、風張9、堂平4、堂平6、堂平7、堂平8、堂平9、下平13、下平9、下平10、下平11、下平12、下平3、下平4、下平5、下平6、下平7、下平8、大鹿1、大鹿2、大鹿4、大鹿5、大鹿7、大鹿8、大鹿9、大鹿10、大鹿11、大鹿12、大鹿13、稻葉2、神ノ峰1、神ノ峰2、神ノ峰3、堂平1、堂平3、堂平10、堂平11、堂平12、堂平13、堂平14、堂平15、堂平16、堂平17、小野子1、小野子2、小野子3、落倉1、小野子4、小野子5、小野子6、小野子7、小野子8、落倉2、落倉3、落倉4、落倉5、落倉7、落倉8、落倉9、落倉11、落倉12、小野子9、小野子10、小野子11、小野子12、小野子13、小野子14、小野子16、落倉14、落倉15、落倉16、平栗2、平栗3、平栗4、平栗6、平栗7、平栗8、平栗9、平栗10、平栗11、平栗12、平栗13、平栗14、平栗15、平栗17、平栗18、平栗19、落倉17、蛇沼1、蛇沼2、蛇沼3、蛇沼4、蛇沼5、蛇沼6、蛇沼7、蛇沼8、蛇沼9、蛇沼10、蛇沼11、蛇沼12、蛇沼13、蛇沼14、蛇沼15、蛇沼16、蛇沼17、蛇沼18、蛇沼19、蛇沼20、蛇沼21、蛇沼22、蛇沼23、蛇沼24、蛇沼25、蛇沼26、蛇沼27、蛇沼28、蛇沼29、蛇沼30、蛇沼31、蛇沼32、蛇沼33、蛇沼34、蛇沼35、蛇沼36、中宮8、上平10、下平14、下平15、下平16、下平17、下平18、下平19、下平20、下平21、下平22、下平23、風張13、風張14、風張16、風張18、風張19、風張20、越久保21、越久保22、越久保23、越久保24、森17、森19、森18、堂平18、小野子17、平栗20、平栗21及び蛇沼37
- 2 指定の区域
飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝擊に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

田中下、新地ーア、新地(4)、成田(2)、成田(1)、第一(1)、第一(2)、船渡(3)、船渡(1)、船渡(2)、上城(4)、上城(5)、上城(6)、上城(2)、上城(7)、実顕地(1)、実顕地(2)、羽入田(1)、龍江(4)、龍江(5)、龍江(2)、尾科ーウ、尾科(7)、尾科(3)、尾科(2)、尾科ーア、尾科ーイ、尾科(13)、尾科(14)、尾科(16)、龍江(7)、雲母(24)、雲母(22)、雲母ーア、雲母(2)、雲母(3)、雲母(5)、雲母(4)、雲母ーイ、雲母ーエ、雲母ーウ、雲母(6)、雲母(8)、雲母(10)、雲母(7)、雲母(9)、宮沢ーア、大屋敷ーア、大屋敷ーイ、大屋敷(2)、大屋敷(12)、大屋敷ーエ、大屋敷(3)、雲母(15)、大屋敷ーウ、大屋敷(6)、安戸ーア、安戸(3)、安戸(8)、宮沢(2)、尾林(26)、宮沢(1)、宮沢(3)、宮沢ーイ、宮沢(4)、尾林(25)、尾林(2)、尾林(8)、尾林ーウ、尾林(1)、尾林ーア、尾林(24)、尾林(14)、尾林(15)、尾林(16)、尾林(17)、尾林(19)、尾林(20)、尾林(21)、尾林(10)、尾林ーイ、尾林(22)、尾林ーエ、尾林(29)、尾林(30)、尾林(31)、安戸(9)、安戸(6)、安戸(5)、堀廻ーア、安戸(7)、堀廻(1)、堀廻(2)、芦の口(1)、芦の口ーア、柵平ーア、大平ーア、大平(1)、太田ーイ、宮の平(1)、龍江(1)、龍江ーア、宮の平(2)、更生(1)、太田(6)、太田(7)、太田(8)、太田(9)、太田ーア、更生(2)、細新(2)、羽生田、一本木(5)、一本木(6)、一本木(7)、一本木(1)、一本木(2)、一本木(4)、田中上、一本木(3)及び新地(5)

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月29日

長野県知事 阿部守一